第５回　幹事会　議事録

・日　時　２０２６年８月２１日（金）正午～１３時００分

・場　所　大阪弁護士会館９０４会議室＋Zoom ミーティング

・出席幹事

幹事総数	８４名（定足数２８名）
出席幹事の人数	２５名（Zoom 参加者含む）
（委任状提出数	５０通）

上記のとおり定足数に足る幹事の出席があったので、本幹事会は適法に成立し、幹事長高江俊名は本幹事会の議長として副幹事長横瀬大輝を指名した。議長は、開会を宣し、直ちに議案の審議に入った。

【議事の内容】

１【決議】定時総会（９月総会）（９月２９日（火）１８時～）の議題について

（１）２０２５年度決算承認

議長は、下記のとおり９月総会を開催することについて、幹事会にお諮りした。

記

日時	９月２９日(火)１８時～
場所	大阪弁護士会９２０会議室＋Zoom
議題	２０２５年度決算承認

上記につき、別段の異議なく賛成多数でこれを可決した。

２【決議】会友となることの承認　　腰田　将也先生（６９期）

上記につき、別段の異議なく賛成多数でこれを可決した。

３　新入会員の報告

なし

４　会費免除承認の報告

なし

５　大弁会務報告　（中森俊久副会長）

要旨、資料１のとおり報告があった。

以下補足。

・７月２２日に発出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立を受け、適切な運用と更なる制度改正を求める会長声明」の詳細について、資料の通し番号５頁及び６頁をご参照いただきたい。

・運動会の存続、及び顕彰会員の会費免除について、後ほど議論及びご意見いただきたい（後記８参照）。

・５つの特別会計について、複雑かつ全体の収支が見えづらいため、今年度廃止できたらと思っている。

・ランチタイムコンサートについて、定期的に開催しているため、参加希望者（事務局も可）はお声掛けいただきたい。

・本日、死刑が執行されたことを受け、会長声明を発出予定。

６　各種委員会からの活動報告／選考、政策、広報、研修、親睦、若手会

（１）選考委員会（高江俊名委員長）

書面投票の結果、中西基会員を２０２７年度大阪弁護士会副会長の推薦候補者として選考することを可とするとの投票結果が得られた旨報告があった。

詳細は資料２のとおり。

（２）政策委員会（中西基委員長）

要旨、資料３のとおり報告があった。

以下補足。

・第１回政策シンポについて、会報秋号に報告記事を掲載予定。

・第２回企画について、テーマは「超高齢社会における弁護士の役割」で検討中であるが、内容及び日程は未確定。１１月、１２月ころに開催できたらと思っている。

（３）広報委員会（広瀬元太郎委員長）

要旨、資料４のとおり報告があった。

以下補足。

・ニュースレター９月号について、再来週発行予定。

・会報秋号について、「特集２　取材旅行記事」以外は完成済み。９月総会の日にアップする予定。

（４）研修委員会（室谷光一郎委員長）

要旨、以下のとおり報告があった。

・研修委員会は８月休会であった。

・春秋の日（１０月２７日１７時半開始）の開催場所について、諸事情により再設定中。確定次第改めて告知する。予定を空けておいていただきたい。

（５）親睦委員会（上杉将文委員長）

要旨、資料５のとおり報告があった。

以下補足。

・サマーフェス（８月２８日開催予定）について、現在参加者数が芳しくない。参加表明いただくとともに、周囲にも声掛けいただきたい。

・新人歓迎旅行（１１月２８～２９日）の行き先について、鹿児島県で確定。旅行の詳細なスケジュールについては現在旅行会社と調整中。

・ワインの夕べについて、１０月２９日に開催予定であるが、岡氏の都合等により変更となる可能性が相当程度ある。

（６）若手会（富井和哉世話役代表）

要旨、資料６のとおり報告があった。

以下補足。

・８月４日に開催したBBQについて、参加者１９名と、例年に比べかなり多くの若手に参加いただくことができた。

・若手同士の会派横断的な繋がりがこれまであまりなかったことから、他会派（法曹同志会、法友倶楽部）との共同イベントを計画・調整している。近々告知予定。

7　執行部から春秋総会出席のお願い

日程：９月総会　　９月２９日(火)、

１２月総会　　１２月２１日（月）、

３月総会　　３月２５日(木)

いずれも午後６時～

場所：大阪弁護士会館（予定）

8　求意見（中森俊久副会長）

（1）顕彰会員の会費免除について

ア　各種意見等

・生涯弁護士でいたい動機は、収入面のメリット・名声・誇りや自己満足にある。その源泉は弁護士会の活動そのものであり、いわば受益者負担のコストとして会費を払うのは当然。

・「長く在籍していること自体が偉い」とする発想には疑問がある。

・優遇措置があるがゆえに本来能力的に引退すべき会員が無理に続けてしまう面があるのではないか。また、一律免除だと「とりあえず登録しておこう」とやめどきが分からなくなるという面もあるのではないか。会費負担があることが引退を判断する一つの動機付けにならないか。

・弁護士会は年齢について中立であるべき。

・財政状況が厳しくなった以上、誰もが痛みを感じないという解決はあり得ない。

・公益活動と会費は本来連動しておらず、「弁護士として一生活動したい」のであれば会費も払うべき。

・免除維持派の主張は「分断をやめよう」「寛容になろう」といった感情論が中心で、論理的な反論になっていない。

・「弁護士のまま亡くなりたい」という思いには、退会すると知人の連絡先や訃報の情報等が入らなくなり、人的繋がりが失われることへの不安もあるのではないか。

・高齢でも実績のある会員が登録していることで、実働しなくても古い顧客が事務所に来る。その顧客の仕事を若手が引き継いで続けられる面もある。

・弁護士をいつまで続けるかは各人が決めることであり、それと会費支払いは別問題。登録している以上、会費は払うべき。ただし現役世代同様に収入がない実態もあるため、減額制度を設ける余地はあるのではないか。

・但し、高齢会員にのみ収入減額制度を設けると不平等の議論が続く。減額を導入するなら、精神疾患等で稼働困難な会員も対象に含めて検討すべき。

・収入の有無をチェックする仕組みを作ると、そのために弁護士会職員を増やすことになりかねない。また線引きも難しいため、結局は「弁護士として収入を得るか否か」の、ゼロか百かの線引きにならざるを得ない。

・会社の「社友」制度のように、会費を払わなくても弁護士会に関わることができる制度（春秋会の会友のような制度）を作る案も考えられる。

・米国ニューヨーク州には、弁護士会に名前は残せるが弁護士報酬を一切受けてはならない（プロボノ活動は可）という制度がある。このような制度を採用することも一案ではないか。

・いわゆる谷間の世代として貸与金を返済しながら会費も支払っており、高齢会員だけが免除される制度に違和感がある。若手も一年目など収入が厳しい時期に会費負担を続けている。若手向けの支援制度が整わないまま高齢層だけ大きな優遇があることに、多くの若手が違和感を抱いているのではないか。

・高齢会員を尊敬することと、会費を支払うか否かは別問題であり、両者を混同すべきでない。

・（実務からの）引退と登録の抹消は別の問題。実務はしないがプロボノ活動には関わりたいという会員もおり、そうした会員に対してまで一律に会費全額の支払いを求めるのかは検討が必要。

・「引退」と申告しながら実際には報酬を得ていたことが判明すれば、弁護士法違反・職務規定違反として懲戒事由となり得ると思う。真に収入を得ず、無償活動のみを行う前提の会員について、準弁護士的な立場に位置づけて会費免除又は一部免除を認めることも一案ではないか。

・他の単位会でも基本的に高齢会員は会費免除だが、免除制度の継続を問題視する意見もある。京都弁護士会でアンケートを実施したところ、免除制度の維持・継続に多数の否定的意見があったと聞いている。

イ 今後の対応

・免除制度を知らない若手会員も多いため、まず制度の存在を会員に周知し、議論の土俵に上げる必要がある。

・免除制度の全廃だけでなく、減額や別制度への移行など、複数案を丁寧に検討する必要がある。

・PT 設立を含め検討を継続し、次年度へ引き継ぐ。

（２）運動会の存続について

要旨、以下のとおり意見があった。

・幹事長の立場になると、会派から実行委員を１０名ずつ出す必要があるが、休日に出てもらうように頼むのは心苦しい。

・表面的な費用７００万円のほかに、時給の高い弁護士を無償で動員するコストもかかっている。

・参加者集めも会派ごとの動員に支えられている。動員しなければ人が来ないのであれば無理に続けている状態ではないか。

・運動会を続けているのは大阪弁護士会を含め２～３の単位会のみで、既に多くの単位会では運動会をやめており、これに倣うべきである。なお、だからこそ続け

る意義があるという謎の意見もあるが、賛同しかねる。

・裁判所・検察庁との関係で維持するメリットも判然としない。

・弁護士会が福利厚生として職員向けに行うのであればまだ理解できるが、弁護士会の構成員である弁護士個人・弁護士法人を喜ばせるために弁護士会が運動会を行う理由が不分明である。

・子連れで参加して楽しむ層は実行委員等の運営側には回らず、負担は若手に偏りがち。

・運動会に参加する子育て世代はごく一部と思われる。子育て世代全体が存続を望んでいるわけではない。

以上